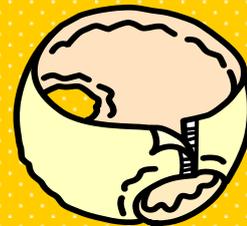


# おむつを必要とする在宅 の高齢者・障がい者の方へ



## 紙おむつ配布事業

栄町社会福祉協議会では、次のいずれかに該当する在宅（栄町に住所があり、入院中であつたり、介護施設やグループホーム、有料老人ホーム等に入所していない）の方を対象に、年4回指定月（5・7・10・1月）に利用できる紙おむつ支給券を配付しています。

- ①65歳以上の要介護認定を受けている方で、寝たきり状態（1日中ほとんどベットの上での生活が主体）で排泄に関して常時失禁状態の方
- ②65歳以上の認知症の方で、排泄に関して常時失禁状態の方
- ③身体障害者手帳の交付、または、千葉県知事から療育手帳の交付を受けている方で、排泄に関して常時失禁状態の方

社会福祉協議会まで申請に来られない場合は伺います。

詳しくは、地区の民生委員または、当協議会までご相談ください

お気軽にご連絡ください。 栄町役場2F 栄町社会福祉協議会  
電話0476-95-1100・FAX0476-95-3456